



令和2年度

志免町教育振興基本計画



志免町教育委員会

< 目 次 >

第1章 計画の策定について	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画の進行管理と評価	2
第2章 志免町が目指す教育	3
第3章 志免町の教育施策	4
1 志免町の将来像と主要教育施策	4
2 志免町の教育施策体系	5
3 志免町の教育施策	7
◆ 豊かな人間性を育む教育の推進	7
◆ 豊かな創造性を育む教育の推進	12
◆ 豊かな社会性・国際性を育む教育の推進	16
◆ 信頼される学校づくりの推進	20
◆ 子どもの健全育成	24
◆ 地域活動・住民運動の支援	25
◆ 志（こころ）ある人づくりの推進	26
◆ スポーツ・文化活動の促進	27
◆ 文化財・伝統文化の保存と活用	28
【資料】令和2年度 志免町の教育施策の概要	29

1 策定の趣旨

これまで志免町教育委員会では、教育分野の基本計画の指針として、教育基本法第17条第2項に基づく「志免町の教育施策」を策定し、様々な取組を展開してきました。

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、志免町総合教育会議において、地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本の方針を町長が定める「志免町教育大綱」の策定が同法第1条の3で義務づけられました。

これに伴い志免町教育委員会は、従前から策定していました「志免町の教育施策」を見直し、平成28年度から新たに「志免町教育大綱」と連動した「志免町教育振興基本計画」を策定し志免町教育委員会が目指す教育の姿と施策の展開の方向性を示しています。

2 計画の位置付け

これまで志免町教育委員会では、教育分野の基本計画の指針として、教育基本法第17条第2項に基づく「志免町の教育施策」を策定し、様々な取組を展開してきました。

(1) 法的な位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

なお、国では、同法第17条第1項に基づき、我が国の今後の教育施策の方向性を示す「第2期教育振興基本計画：平成25年度～平成29年度」を平成25年6月に策定しており、「志免町教育振興基本計画」も国の計画を参酌しています。

(2) 第5次志免町総合計画との関係

本町では、平成23年度から令和2年度までの10年間に町が目指す将来像を示すとともに、その実現に向けた基本的な施策の大綱を第5次志免町総合計画として定め、平成28年度からは第5次志免町総合計画後期基本計画を作成しています。

本計画は、この総合計画における教育分野の施策を、より具体化する計画として作成しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、「志免町教育大綱」と連動することを基本とし、平成28年度から令和2年度（5年間）としますが、今後の社会情勢の変化等に対応するため毎年度見直しを行うものとします。

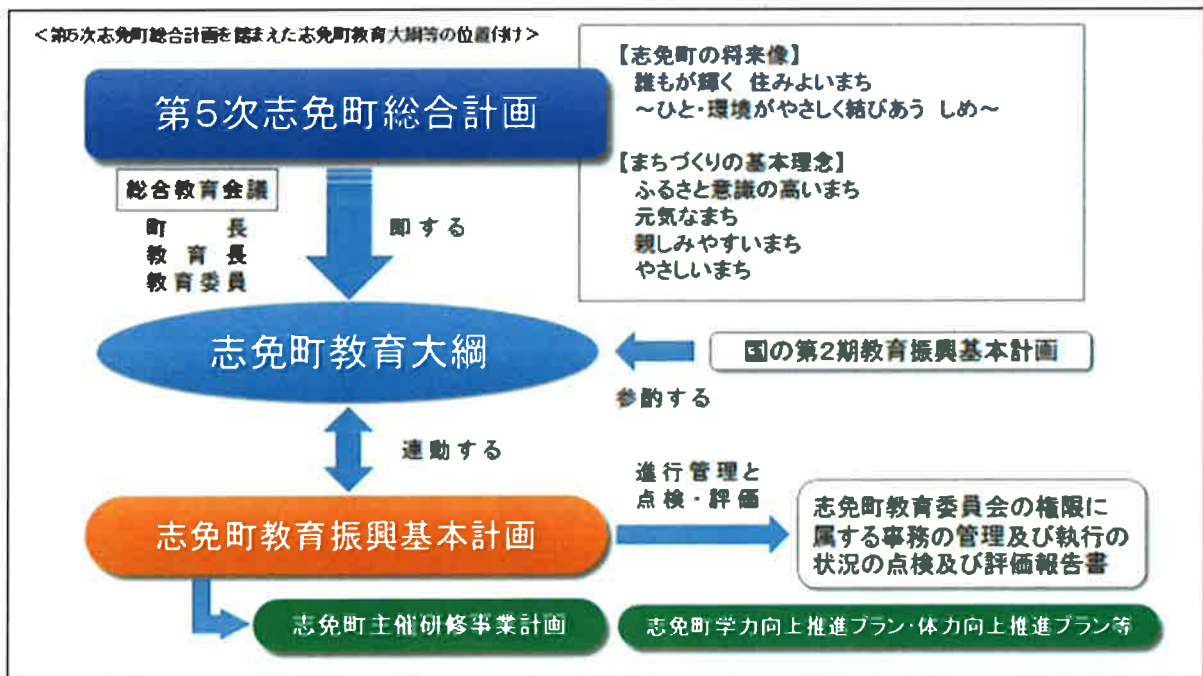
	H23 ~ H27	H28	H29	H30	R1	R2
第5次志免町総合計画	基本構想					
	前期基本計画	後期基本計画				
志免町教育大綱		志免町教育大綱 (5年間)				
志免町教育振興基本計画		志免町教育振興基本計画 (毎年度策定)				

4 計画の進行管理と評価

本計画の基本目標に基づいて実施する基本施策については、その実現に向けた数値目標を設定するなどして、定期的な点検とその結果の評価による進行管理を毎年度行います。

なお、毎年度の点検・評価については、翌年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による点検・評価報告書を作成し、志免町のホームページ等を活用して公表します。

また、数値目標を達成できなかった施策や数値目標の見直し等が必要な施策については、次年度の計画に反映させ、志免町の教育施策の更なる充実に努めます。



急激な少子化・高齢化、グローバル化や情報通信技術の進展など急速に変化する社会情勢の中において、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする能力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが求められています。教育基本法においては、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念に加えて、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確に示されています。

志免町では「誰もが輝く 住みよいまち」の実現に向けて、ふるさと意識の高いまち・元気なまち・親しみやすいまち・やさしいまちの4つを基本理念として掲げ、6つの基本目標をまちづくりの柱としています。6つの基本目標のうち、教育においては、「人と地域がにぎわうまち・未来の担い手と共に育つまち」を中心として、家庭・地域・学校が一体となって健やかな子どもを育てる教育環境の充実に努めます。

志免町教育委員会では、学校教育において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成することを通して、社会を生き抜く力の涵養や未来への飛躍を実現する人材の養成に努めていきます。また、信頼される学校づくりに向けて、学校の教育環境の整備・充実や、教育的指導力を高める人材育成に努めます。

社会教育においては、町民一人一人が、生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができるように、関係諸機関と連携しながら協働のまちづくりを推進していきます。また、スポーツや文化活動を通して、世代や立場が異なる様々な人が集まる地域コミュニティを活用してネットワークを構築し、つながりや支え合いなどの絆づくりに努めます。

教育行政としては、町民一人一人に、①他者への思いやりの心や生命を大切にすることなどを支える価値意識や規範意識としての人間性、②自ら課題を見つけ主体的に思考・判断しながら問題解決していく資質・能力としての創造性、③社会の一員として他者との共生を支える社会規範を尊重する意識や態度としての社会性、④国際社会の一員として異なる文化や歴史を持つ人々との共生を支える自国文化や異文化を理解し尊重する意識や態度としての国際性を育成することを基本的方向性として位置付け、具体的かつ体系的な方策を示すとともに、成果目標を設定し点検・評価を実施することとします。

なお、「点検・評価」については、年度ごとに志免町ホームページ等で公表いたします。

1 志免町の将来像と主要教育施策

志免町の将来像

誰もが輝く 住みよい まち
～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～

まちづくりの基本理念

ふるさと意識の高いまち
元気なまち
親しみやすいまち
やさしいまち

まちづくりの基本目標

1. 人と地域がにぎわうまち
2. 未来の担い手と共に育つまち
3. 人にやさしく健やかなまち
4. 自然にやさしいエコのまち
5. 安全で快適に暮らせるまち
6. 住民と行政が共に創るまち

志免町の教育分野の重点目標

- 重点目標1 互いが認めあい、尊重するまちをつくる
重点目標2 町民が学びあい、高めあうまちをつくる
重点目標3 子どもが生き活きと学び、生きる力を育むまちをつくる

重点目標達成のための基本施策の柱



2 志免町の教育施策体系

<学校教育>

各学校が家庭や地域と密接な連携・協力ができる信頼関係を築き、児童生徒が生き生きと学べる学校づくりを目指します。そのため、学校の教育活動にゆとりを生み出し、よりきめ細かな指導ができるよう、志免町の小中学校では2学期制を導入しています。また、人間性、創造性、社会性、国際性を育む教育の充実とその基盤となる家庭や地域の信頼を獲得する学校づくりを施策の柱とした教育行政を推進しています。なかでも「学力向上」と「不登校減少」を重要課題として位置づけ、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図っています。

<社会教育>

町民の価値観や生活様式が多様化し、心の豊かさや生きがいづくりへの志向が高まる中、町民との協働のまちづくりを推進していくことが重要な課題となっています。

その中で、第5次志免町総合計画で、社会教育が特に関わる「人と地域がにぎわうまち」「未来の担い手と共に育つまち」を中心として社会教育の推進に努めます。

基本施策の柱	施策の項目	具体的施策	番号	頁
1. 豊かな人間性を育む教育の推進	(1)豊かな心の育成	①道徳性を養う心の教育の充実	施策1	7
		②個に応じたきめ細かな生徒指導の充実	施策2	8
	(2)健やかな体の育成	①健やかな体をつくる健康教育の充実	施策3	10
	(3)人権教育の推進	①学校における人権教育の充実	施策4	11
2. 豊かな創造性を育む教育の推進	(1)確かな学力の育成	①学力向上のための取組の充実	施策5	12
	(2)個性や能力を伸ばす教育の推進	①個のニーズに応じた特別支援教育の充実	施策6	14
		②志免町子ども読書活動推進計画に基づく読書活動の促進	施策7	15
3. 豊かな社会性・国際性を育む教育の推進	(1)今日的課題に対応した教育の推進	①環境問題や福祉に関する教育の推進	施策8	16
		②グローバル人材を育成する外国語教育の推進	施策9	17
		③情報化に対応する情報モラル教育及びICT教育の推進	施策10	18
		④社会を生き抜く力を育成するキャリア教育の推進	施策11	19
4. 信頼される学校づくりの推進	(1)安心して学べる学校づくりの推進	①学校施設設備の充実と安全体制の整備	施策12	20
		②危機管理体制の整備	施策13	21
	(2)魅力ある学校づくりの推進	①教育的指導力を高める研修の充実	施策14	22
		②地域とともにある学校づくりの推進	施策15	23

5. 子どもの健全育成	(1)未来の郷土の担い手である青少年の健全育成	①社会教育活動の推進	施策16	24
6. 地域活動・住民活動の支援	(1)地域で活躍できる人材の育成	①社会教育への積極的参加の促進	施策17	25
7. 志(こころ)ある人づくりの推進	(1)心豊かな人間性の育成	①人権教育の啓発と促進	施策18	26
8. スポーツ・文化活動の促進	(1)たくましい心身の育成	①健康・体力づくりと文化活動の啓発・推進	施策19	27
9. 文化財・伝統文化の保存と活用	(1)郷土愛を育む町民の育成	①文化財の保存と活用	施策20	28

3 志免町の教育施策

<施策1>

1. 豊かな人間性を育む教育の推進

(1) 豊かな心の育成

① 道徳性を養う心の教育の充実

施策の方向性

- ◆ 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◆ 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳科や各教科などの指導を推進します。

主な取組

- 体験活動と関連させた道徳科の指導
 - ・ 道徳科と各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育、とりわけ体験活動との効果的な関連を位置づけた教育指導計画の作成を促し、実感に基づく道徳教育を推進する中で、道徳性を高めます。
- 道徳授業の保護者への公開
 - ・ 保護者や地域の方々を対象に「道徳科」の授業を公開し、心の教育に対する理解を図ります。
- 道徳教育に関する校内研修の実施
 - ・ 道徳教育に関する校内研修を促し、自尊感情を高め、生命尊重の精神や規範意識を育む道徳科の充実を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
道徳教育の推進	道徳の時間の授業を保護者に公開した割合	100%	100%	100%
	道徳教育に関する校内研修を実施した割合	100%	100%	100%

<施策2>

1. 豊かな人間性を育む教育の推進

(1) 豊かな心の育成

②個に応じたきめ細かな生徒指導の充実

施策の方向性

- ◆ いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止・早期対応に向け、個に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などにより、学校における生徒指導体制の充実を図ります。
- ◆ いじめ防止基本方針に基づき、いじめを生まないよう、豊かな人間性の育成に向けた教育活動を推進するとともに、児童生徒を対象としたアンケートや教育相談などを通じて早期発見・早期対応に努め、いじめ問題の解決に向けた取組が形骸化しないよう努めます。

主な取組

- 小中学校で一貫した非行防止や規範意識の醸成に関する指導の充実
 - ・ 非行防止学習や学校行事などを通して自尊感情や規範意識の醸成に取り組み、児童生徒がいきいきと過ごせる学校づくりを推進します。
 - ・ 児童生徒の薬物乱用を防止するために、学校における体育科・保健体育科及び関連教科における学習指導をもとに、関係機関等と連携し薬物乱用防止教室を開催するよう指導します。
- 小中合同の生徒指導委員会の実施
 - ・ 小・中学校合同の町生徒指導委員会に、指導主事や教育相談員等を派遣し、いじめ・不登校問題を中心とする生徒指導上の諸問題の解決に向けた学校間の連携を図ります。
- 中学校への心の教室や適応指導（不登校対応）教室の設置
 - ・ 各中学校に心の教室や不登校対応教室を設置し、スクールカウンセラー（SC）や町の教育相談員、学級補助員等を配置することで、いじめ・不登校問題等の早期発見と個別的な対応の充実を図ります。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置
 - ・ 教育委員会の教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、保護者や児童生徒の様々な問題に対応する関係諸機関と連携した教育相談体制の充実を図ります。
- 不登校対応支援員（学級補助員）の配置
 - ・ 中学校の不登校対応教室に心理の専門家として不登校対応支援員（学級補助員）を配置し、校内適応指導教室や家庭訪問等による教育相談や教室復帰に向けた支援の充実を図ります。

- 小中学校の校内いじめ問題対策委員会等への教育相談員等の派遣
 - ・ 各小中学校の校内いじめ問題対策委員会等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒指導上の諸問題の実態把握と学校や教職員を対象とした支援を行い、生徒指導のサポート体制の強化を図ります。
- いじめや不登校の防止や解決に資する学校生活に関するアンケートの実施
 - ・ 学校生活に関するアンケートを実施し、現在の学級の状況を把握します。そして、その結果をもとにした取組を行い、学級に支持的風土を構築して、不登校の未然防止や改善・解消に役立てます。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
生徒指導の充実	いじめ解消率※ ¹ （年度内）	88%	80%	100%
	不登校の解消・復帰率（年度内）	31%	50%	50%
教育相談の充実	適応指導教室相談員やSSW等による各校の校内各種委員会への平均派遣回数	21回	10回	25回

※1 「いじめ解消」の定義は、加害行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと

※1 R2年度よりいじめの解消率の算出方法を変更

$$\text{いじめの解消率} = (\text{3月末までに解消したいじめの総件数} / \text{11月末までに発生したいじめの総件数}) \times 100$$

<施策3>

1. 豊かな人間性を育む教育の推進

(2) 健やかな体の育成

① 健やかな体をつくる健康教育の充実

施策の方向性

- ◆ 性や心の健康問題等、健康に関する現代的な課題に対応するとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、健康教育の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒が、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるために、食に関する指導の充実を図ります。

主な取組

- 「食に関する指導」の充実
 - ・ 給食主任や栄養教諭、学校栄養職員を中心に「食に関する指導」の充実を図ります。
 - ・ 児童生徒が給食を通して食生活に関する基本的習慣やマナー、栄養に関する知識を身に付け、健康的な食生活を送ることができるよう指導の充実を図ります。
- 学校と家庭、地域が連携した運動の推進
 - ・ 福岡県PTA連合会の”新”家庭教育宣言と連動し、家庭と連携しながら「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進に努めるとともに、健康の増進を目指します。
- 体力向上に関する事業の推進
 - ・ 新体力テストを実施し、体育学習や運動部活動の充実に活かしながら、児童生徒の体力向上を目指します。
 - ・ 各学校では児童生徒の実態に応じた体力向上プランを策定し、1校1取組運動を推進します。
 - ・ 各学校での体力テストや体育授業の充実のために、スポーツ指導員を積極的に活用します。
 - ・ 保護者や町民を中心に専門性を有する指導者をスポーツボランティアとして登録し、各学校の要請に応じる体制づくりに努め、部活動の充実を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
健康教育の充実	全国体力・運動能力、運動習慣等調査※ ¹ における体力合計点が全国平均を上回った児童生徒の割合 対象：小5と中2の男女	49%	50%	—%※ ¹
	全国学力・学習状況調査※ ² において 「朝食を毎日食べている」と回答している児童生徒の割合 対象：小6と中3	93%	95%	95%

※1 R2年度は全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止が決定しており、同様の調査がないため

※2 R2年度は全国学力・学習状況調査の中止が決定しており、同様の項目のアンケートを9月に実施し算出する予定

<施策4>

1. 豊かな人間性を育む教育の推進

(3) 人権教育の推進

① 学校における人権教育の充実

施策の方向性

- ◆ 児童生徒一人一人に人権尊重の心を育み、あらゆる差別をなくす心を目指します。
- ◆ 学校の教育活動全体を通して、一人一人の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付ける、計画的、系統的な教育を推進します。

主な取組

- 人権教育実践研修会の実施と副読本の活用
 - ・ 町の全学校の教員を対象とした人権教育実践交流会の実施や、同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業を推進します。
- 志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実
 - ・ 教職員を対象とした志免町子どもの権利条例に関する研修会の実施や、児童生徒に対して志免町子どもの権利条例に基づく学習会等の実施を通しての条例の周知や啓発に努めます。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
人権教育の充実	同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」の活用率	100%	100%	100%
	志免町子どもの権利条例に基づく学習会等の実施	100%	100%	100%
	全国学力・学習状況調査※1において「自分にはよいところがある」と回答している児童生徒の割合 対象：小6と中3	81%	90%	90%

※1 R2年度は全国学力・学習状況調査の中止が決定しており、同様の項目のアンケートを9月に実施する予定

<施策5>

2. 豊かな創造性を育む教育の推進

(1) 確かな学力の育成

① 学力向上のための取組の充実

施策の方向性

- ◆ 「全国学力・学習状況調査」や県が独自で実施する学力実態調査の分析を踏まえて策定する志免町学力向上推進プランに基づき、各学校の実態に応じた学力向上の取組を推進します。
- ◆ 確かな学力の定着を図るため、3つの柱（授業づくり・集団づくり・習慣づくり）から指導體制や指導方法の改善を進め、基礎・基本の定着を図るとともに、きめ細かな指導により学習に関する関心・意欲の向上を図ります。

主な取組

- 志免町学力向上推進プランの策定と取組の推進
 - ・ 志免町学力向上推進プランを策定し、3つの柱（授業づくり・集団づくり・習慣づくり）の視点から指導主事の日常的な学校訪問や町主催研修を通して、各学校の指導體制や指導方法の改善を図ります。
 - ・ 志免町学力向上検証委員会を中心として、実践交流会や先進校視察を実施して、学力向上推進プランの推進を図ります。
 - ・ 学校の実態に応じて、学校生活に関するアンケートや学級満足度調査、授業満足度調査等を実施し、学力向上の取組の検証及び分析を行い、授業改善を図ります。
- 小中連携事業の推進
 - ・ 中学校区を単位として、9年間をひとまとまりと考えた教育活動を展開します。
 - ・ 中学校区を単位として、小中連携実践交流会を実施します。
- 少人数学習対応支援員（学級補助員）の配置
 - ・ 小学校に少人数学習対応支援員（学級補助員）を配置し、算数を中心として習熟の程度に応じた少人数学習の充実を図ります。
- 研究指定の委嘱
 - ・ 町内の小中学校に教科指導等の研究指定を委嘱して、校内研究や授業研修の活性化と深化を図ります。
- 町で統一した学力調査の実施
 - ・ 各小中学校において、学力向上の取組の検証のために学力調査を実施し、調査結果をもとに、日々の授業における課題を分析し授業改善を図ります。

- ・ インターネット配信サービスやプリント学習ソフトを活用して、個に応じた指導や補充学習等による支援の充実を図ります。

○ 地域の教育資源を活用した教育活動の推進

- ・ 小学校中学年社会科学学習において、社会科副読本「わたしたちの志免21」を活用し、志免町に根ざした学習の充実を図ります。

○ 家庭学習の習慣化に向けた取組の促進

- ・ 学力向上のために家庭で取り組むことを示した「家庭学習の仕方」を保護者に配付し、家庭と連携しながら家庭学習の充実を目指します。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
学力向上の取組の 充実	【授業づくり】全国学力・学習状況調査※1における全国平均を上回った児童生徒の割合 対象：小6と中3の国語と算数(数学)	52%	52%	52%
	【集団づくり】Q-U検査において学級生活意欲が小学校30ポイント、中学校75ポイントを上回った児童生徒の割合 対象：小3～中3 (※H30は小4～中3)	78%	84%	84%
	【習慣づくり】全国学力・学習状況調査※2において「家で、自分で計画的に勉強する」と回答した児童生徒の割合 対象：小6と中3	57%	70%	70%
学力向上の取組の 促進	学力向上プランを基にした検証改善ロードマップの活用率※3	100%	100%	100%

※1 R2年度は全国学力・学習状況調査の中止が決定しており、小6については東京書籍標準学力調査(12月)、もとに全国平均を上回った児童の割合で、中3についてフクト標準学力分析検査(6月)をもとに福岡県平均を上回った生徒の割合で算出する予定

※2 R2年度は全国学力・学習状況調査の中止が決定しており、同様の項目のアンケートを9月に実施し算出する予定

※3 R元年度は作成率であったが、R2年度は作成したロードマップをもとに活用することに変更

<施策6>

2. 豊かな創造性を育む教育の推進

(2) 個性や能力を伸ばす教育の推進

① 個のニーズに応じた特別支援教育の充実

施策の方向性

- ◆ 障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮に基づく適切な指導及び必要な支援を行うことにより、一人一人が自立し、主体的に社会参加できる力を育成できるよう、基礎的な環境を整備するなど特別支援教育の改善・充実に努めます。

主な取組

- 特別支援教育推進体制の整備
 - ・ 教育支援委員会との連携及び特別支援学級等担当者研修会の実施を通して、義務教育9年間を見据えた個別支援や校内支援体制の充実に努めます。
 - ・ 特別支援学級等の基礎的な教育環境を整え、合理的配慮に基づく適切な指導及び支援の充実に努めます。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
 - ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、個の教育的ニーズに応じた指導を行います。
 - ・ 関係各課及び専門機関等との連携を図り、各学校の発達に課題がある児童生徒への指導内容や指導方法について日常的・継続的な支援を行います。
- 特別支援学級対応支援員（学級補助員）及び特別支援教育相談員の配置
 - ・ 特別支援学級等に学級補助員を配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援体制の充実に努めます。
 - ・ 特別支援教育相談員を配置し、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の対応について、学級担任等への支援の充実に努めます。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
特別支援教育の充実	個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している割合	100%	100%	100%
	各校で合理的配慮に基づく適切な指導及び支援を図るための研修を実施している回数	各校 2回実施	各校 2回以上	各校 2回以上

<施策7>

2. 豊かな創造性を育む教育の推進

(2) 個性や能力を伸ばす教育の推進

②志免町子ども読書活動推進計画に基づく読書活動の促進

施策の方向性

- ◆ 読書に親しむことを通じて豊かな感性や創造力を育むため、「志免町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を促進します。

主な取組

- 子どもの読書活動の推進
 - ・ 志免町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の促進を図ります。
 - ・ 町立図書館を拠点館として、学校図書館との人的ネットワーク化を図り、情報や図書の交流など町と学校が一体となった読書活動を推進します。
 - ・ 小中学生全員に「読書通帳」を配付し、町立図書館で借りた本の履歴を目に見える形にすることで、読書意欲を促進します。
 - ・ 司書教諭を中心とした学校図書館連絡会を設置し、小・中学校における図書や読書活動の質的な充実を図ります。
 - ・ 各学校の要請に応じて、町立図書館から読書ボランティアを派遣しながら学校の読書活動の充実を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
読書活動の推進	全国学力・学習状況調査※1において 「1日30分以上読書をする」と回答 した児童生徒の割合 対象：小6と中3	26%	50%	50%

※1 R2年度は全国学力・学習状況調査の中止が決定しており、同様の項目のアンケートを9月に実施し算出する予定

<施策8>

3. 豊かな社会性・国際性を育む教育の推進

(1) 今日の課題に対応した教育の推進

① 環境問題や福祉に関する教育の推進

施策の方向性

- ◆ 発達の段階に応じて、総合的な学習の時間等において、児童生徒等が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。
- ◆ 発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳科等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ります。

主な取組

- 環境問題に関する教育の推進
 - ・ 自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けることや、地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶことを推進します。
- 福祉に関する教育の推進
 - ・ 少子高齢化等の問題について、発達の段階に応じて社会福祉やボランティア等についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
環境問題や福祉に関する教育の推進	総合的な学習の時間等において、環境問題や福祉に関する学習の実施率	100%	100%	100%

<施策9>

3. 豊かな社会性・国際性を育む教育の推進

(1) 今日の課題に対応した教育の推進

② グローバル人材を育成する外国語教育の推進

施策の方向性

- ◆ 国際化の進展が急激に進む中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

主な取組

- 国際化に対応する国際教育や外国語教育の充実
 - ・ 小中学校に、外国語指導助手（ALT）を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進します。
- 教員の英語指導力向上
 - ・ 県教育委員会等で主催される英語教育に関する研修会への参加を奨励し、教員の英語指導力の向上を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
外国語教育の充実	英語教育に関する研修会への参加教員数	18名	各小中学校 1名以上	18名
	英検3級レベル相当以上の英語力がある生徒の割合※1 対象：中3	31%	—	46%

※1 R2年度新規

<施策10>

3. 豊かな社会性・国際性を育む教育の推進

(1) 今日の課題に対応した教育の推進

③ 情報化に対応する情報モラル教育及びICT教育の推進

施策の方向性

- ◆ 情報社会の進展などの社会の変化を踏まえ、発達段階に応じて、情報通信機器を活用する上での児童生徒のモラルやスキルを高める教育の充実を図ります。

主な取組

- 情報モラル・ICT教育の充実
 - ・ 教科や総合的な学習の時間において、積極的に情報通信機器を活用し、情報通信機器利用上のモラルやスキルなど情報活用能力の向上を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
情報モラル・ICT 教育の充実	情報モラル等に関する専門家を招聘 した学習会の実施率	100%	100%	100%
	授業にICTを活用して指導するこ とができる教員の割合 ^{※1} (※R2年度新規)	53%	—	70%

※1 R2年度新規

<施策11>

3. 豊かな社会性・国際性を育む教育の推進

(1) 今日の課題に対応した教育の推進

④ 社会を生き抜く力を育成するキャリア教育の推進

施策の方向性

- ◆ 発達の段階に応じた勤労観・職業観を持ち、目的意識を持って主体的に進路を選択できるよう、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させるキャリア教育の充実を図ります。

主な取組

- 発達の段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進
 - ・ これまで学校だけの視点で作られ進められてきた教育課程や教育活動を、地域の人々などとのつながりの中で、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯に渡る社会的・職業的自立ができるよう、キャリア教育の充実を図ります。
 - ・ 職場体験や様々な社会体験を取り入れ、望ましい勤労観や職業観、集団生活に必要な規範意識やマナーなどの向上を図ります。
 - ・ 小学校4年生で「二分の一成人式」、中学校2年生で「立志式」を実施して、目的意識をもって主体的に進路するキャリア教育の充実を図ります。
 - ・ キャリアパスポート^{※1}を活用し、授業や学校行事などで心に残ったこと、自分が成長できたことを小学校段階から記録させ、年度ごとの振り返りを通してキャリア教育の充実を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
キャリア教育の充実	中学校職場体験学習の実施率	100%	100%	100%
	小学校4年生で「二分の一成人式」、中学校2年生で「立志式」の実施率	100%	100%	100%
	全国学力・学習状況調査 ^{※2} において「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合 対象：小6と中3	75%	82%	82%
	自己管理能力アンケート ^{※3} において「自分で計画を立てたり、計画を実行したり、振り返ったりしている」と回答した児童生徒の割合	—		6月実施時より 20%UP

※1 キャリアパスポートとは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

※2 R2年度は全国学力・学習状況調査の中止が決定しており、同様の項目のアンケートを9月に実施し算出する予定

※3 R2年度新規。今年度、志免町の子どもたちに特に身に付けたい力の1つとして「自己管理能力」を挙げ、アンケートを6・1月に実施する予定

<施策12>

4. 信頼される学校づくりの推進

(1) 安心して学べる学校づくりの推進

① 学校施設設備の充実と安全体制の整備

施策の方向性

- ◆ 児童生徒が快適な学校生活が送れるよう、施設整備の充実を図ります。

主な取組

- 学校施設耐震化の推進
 - ・ 計画的な耐震改修による学校施設耐震化を推進します。
- 学校施設の老朽対策、施設充実の推進
 - ・ 改造、改修等による老朽校舎の計画的整備を実施します。
- 学校安全に関する情報の配信
 - ・ 情報配信サービスを活用し、児童生徒の安全にかかわる情報を個別に一斉配信します。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
学校施設設備の充実	学校施設の維持補修工事	100%	100%	100%

<施策13>

4. 信頼される学校づくりの推進

(1) 安心して学べる学校づくりの推進

② 危機管理体制の整備

施策の方向性

- ◆ 学校施設は、非常災害時には地域住民の応急避難場所になるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担うものであるため、危機管理体制の充実を図ります。

主な取組

- 危機管理体制の整備と危機管理意識の高揚
 - ・ 学校の危機管理については、本教育委員会の「危機管理マニュアル」をもとに、生命安全の確保を最優先とする学校危機管理体制を整え、教職員の危機管理意識の高揚に努めます。
 - ・ 児童生徒の個人情報セキュリティ対策として、本町作成の「情報セキュリティハンドブック」をもとに、各学校の実態に応じて情報セキュリティポリシーを作成し、重要な教育情報を適切に管理・運用します。
- 災害を想定した避難訓練の実施
 - ・ 火災や地震を想定した避難訓練を年2回実施して、災害発生時の危機対応が迅速かつ適切に行えるようにします。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
危機管理体制の整備	危機管理マニュアルに基づく職員研修会の実施率	100%	100%	100%
	年2回の避難訓練（火災・地震）の実施率	100%	100%	100%

<施策14>

4. 信頼される学校づくりの推進

(2) 魅力ある学校づくりの推進

① 教育的指導力を高める研修の充実

施策の方向性

- ◆ 教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるため、経験年数や職務内容に応じた研修や専門的な指導力を高める研修の充実を図ります。

主な取組

- 教えるプロとしての指導力を高める研修の充実
 - ・ 教頭研修会を月1回程度開催し、管理職としての指導力向上や学校間の情報連携の強化を図ります。
 - ・ 論文研修会を設定し、教育実践の成果や課題を見つめ授業改善に活かすよう支援します。
 - ・ 町の教育課題への対応について、小中学校の全教員で学ぶ夏季教育研修会を実施します。
 - ・ 学級補助員の研修会を充実させ、実践的な指導力量の向上を図ります。
 - ・ 志免町に赴任した教員を対象とした研修会を実施し、志免町の教育施策と子どもの権利条例への理解を深め、各学校の教育活動の充実を図ります。
 - ・ 指導力を高めてほしい教員や、実践的・専門的な研修が不足している講師等に、指導主事が個別に学級経営や授業の技術を教え、指導力量の向上を目指します。
 - ・ 教務主任の研修会を充実させ、ミドルリーダーとしての指導力の向上を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
教職員の研修の充実	指導主事による個別指導研修の実施回数	32回	32回	30回
	校内OJT研修の実施率	100%	100%	100%
	志免町教員意識調査において「自らの指導力の向上のための研修に積極的に取り組んでいる」と回答した教員の割合	90%	100%	100%

<施策15>

4. 信頼される学校づくりの推進

(2) 魅力ある学校づくりの推進

②地域とともにある学校づくりの推進

施策の方向性

- ◆ 各学校における学校評価システムを充実させるとともに、学校評議員制度等を活用した学校運営を推進します。
- ◆ 保護者や地域住民の意向を踏まえ、家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。

主な取組

- 教育委員会による学校訪問の実施
 - ・ 教育委員会による定期的な学校訪問を年1回（10月）行い、学校運営に対する形成的な外部評価を実施します。
- 学校評価等の実施
 - ・ 各学校において学校関係者評価委員会を設置し、学校運営の改善が適切に行われるような学校評価を実施するとともに、各学校の自己評価や学校関係者評価の結果を公表します。
- 学校ホームページを活用した情報発信
 - ・ 機会をとらえて各学校のホームページを更新し、学校の情報公開に努めます。
- 「土曜授業」の実施
 - ・ 地域とともにある学校づくりの推進に向けて「土曜授業」を実施し、学力向上及び家庭・地域との連携強化を図ります。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
地域とともにある学校づくり	学校関係者評価結果を公表している学校数	6校	6校	6校

<施策16>

5. 子どもの健全育成

(1) 未来の郷土の担い手である青少年の健全育成

① 社会教育活動の推進

施策の方向性

- ◆ 社会教育活動の振興を図るため、PTA、子ども会などの関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。

主な取組

- 青少年育成団体（子ども会育成会連絡協議会・PTA連絡協議会・青少年問題協議会・青少年指導員等）の充実・強化と、指導者・リーダーの育成や、家庭教育の支援体制の確立に努めます。
- 子どもの生きる力を育むために、体験活動及び地域での活動等を支援します。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
子どもの健全育成の推進	子どもに関する地域活動に参加した大人の割合	39%	50%	50%
	自分の周りにはいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合	— ※	100%	100%

※子育て支援課のアンケートが未実施

<施策17>

6. 地域活動・住民活動の支援

(1) 地域で活躍できる人材の育成

① 社会教育への積極的参加の促進

施策の方向性

- ◆ 学習ニーズや社会的課題に適切に応えるため、社会教育に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。

主な取組

- 社会教育への積極的参加の促進や、さまざまな人が活躍できる環境づくりに努めます。
- 各社会教育団体との連携を密にし、住民への情報提供に努めます。
- 中央公民館・自治公民館の連携と充実・強化を図り、自治公民館の活性化と、開かれた施設づくりに努めます。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
地域活動の推進	過去1年間に地域活動・住民活動に参加した町民の割合	63%	60%	60%

<施策18>

7. 志(こころ)ある人づくりの推進

(1) 心豊かな人間性の育成

① 人権教育の啓発と促進

施策の方向性

- ◆ 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「志免町人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育と人権啓発を推進します。

主な取組

- 志免町人権教育・啓発基本指針に基づき、人権・同和教育の啓発と推進に努めます。
- 人権・同和教育推進協議会の組織及び指導体制の充実に努めます。
- 人権相談事業等を行い、人権尊重の心の育成に努めます。
- 人権週間・同和問題啓発強調月間での取組の充実に努めます。
- 志免町子どもの権利条例に基づき、子どもの人権尊重に努めます。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
人権教育の推進	人権尊重について正しく理解している町民の割合	65%	70%	70%
	人権が守られていると感じている町民の割合	83%	90%	90%

<施策19>

8. スポーツ・文化活動の促進

(1) たくましい心身の育成

①健康・体力づくりと文化活動の啓発・推進

施策の方向性

- ◆ 関係機関・団体と連携して、健康・体力づくりの啓発・推進や、スポーツ情報の提供などに取り組みます。
- ◆ 文化芸術活動に参加したり、成果を発表したりできる場の充実に努めます。

主な取組

- 町民の健康・体力づくりの啓発と推進に努めます。
- 地域交流を目指した軽スポーツの推進に努めます。
- 生涯スポーツの情報提供に努めます。
- 子どもの体力・運動能力向上の基盤づくりに努めます。
- 文化サークル・グループの育成による文化団体活動の充実に努めます。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
スポーツ・文化活動の 推進	町内のスポーツ・文化施設を利用した ことのある人の割合	30%	50%	50%
	町内のスポーツ・文化施設に対する 満足度	79%	90%	90%

<施策20>

9. 文化財・伝統文化の保存と活用

(1) 郷土愛を育む町民の育成

①文化財の保存・活用

施策の方向性

- ◆ 歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、文化財や伝統文化の保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深めます。

主な取組

- 文化財を保存・活用するとともに、伝統文化の継承に努めます。
- 「ふるさと文化」の探訪や町民への資料提供による郷土愛の醸成に努めます。

指 標

指標	指標の概要	現状値 (R1)	目標値 (R1)	目標値 (R2)
文化財の保存・活用	町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合	78%	80%	80%

令和2年度 志免町の教育施策の概要

まちづくりの基本理念

ふるさと意識の高いまち
元氣なまち
親しみやすいまち
やさしいまち

志免町の将来像

誰もが輝く 住みよい まち
～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～

まちづくりの基本目標

1. 人と地域がにぎわうまち
2. 未来の担い手と共に育つまち
3. 人にやさしく健やかなまち
4. 自然にやさしい工場のまち
5. 安全で快適に暮らせるまち
6. 住民と行政が共に創るまち

志免町の教育分野の重点目標

- 1 互いが認め合い、尊重するまちをつくる
- 2 町民が学びあい、高めあうまちをつくる
- 3 子どもが生き活きと学び、生きる力を育むまちをつくる

重点目標達成のための基本施策の柱

基本施策の柱・1 人間性の育成

- 【施策1】 道徳性を養う心の教育の充実
- 【施策2】 重点課題
個に応じたきめ細かな生徒指導の充実
- 【施策3】 健やかな体をつくる健康教育の充実
- 【施策4】 学校における人権教育の充実

基本施策の柱・2 創造性の育成

- 【施策5】 重点課題
学力向上のための取組の充実
- 【施策6】 個のニーズに応じた特別支援教育の充実
- 【施策7】 志免町子ども読書活動推進計画に基づき読書活動の促進



基本施策の柱・3 社会性・国際性の育成

- 【施策8】 環境問題や福祉に関する教育の推進
- 【施策9】 グローバル人材を育成する外国語教育の推進
- 【施策10】 情報化に対応する情報モラル教育及びICT教育の推進
- 【施策11】 社会を生き抜く力を育成するキャリア教育の推進

基本施策の柱・4 信頼される学校づくり

- 【施策12】 学校施設設備の充実と安全体制の整備
- 【施策13】 危機管理体制の整備
- 【施策14】 教育的指導力を高める研修の充実
- 【施策15】 地域とともにある学校づくりの推進

基本施策の柱・5 子どもの健全育成

- 【施策16】 社会活動の推進

基本施策の柱・6 地域活動・住民活動の支援

- 【施策17】 社会教育への積極的参加の促進

基本施策の柱・7 志ある人づくりの推進

- 【施策18】 人権教育の啓発と促進

基本施策の柱・8 スポーツ・文化活動の促進

- 【施策19】 健康・体力づくりと文化活動の啓発・推進

基本施策の柱・9 文化財・伝統文化の保存と活用

- 【施策20】 文化財の保存・活用